

令和4年米子市議会3月定例会議案

令和4年2月28日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
5	功労者の表彰について	総務管財	功労者 24人
6	米子市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について	生涯学習 地域振興	<p>公民館について、地域福祉、地域防災等の行政分野との一体的な取組をより効果的に推進するため、教育委員会が所管する公民館の設置、管理及び廃止に関する事務を市長が管理し、及び執行することとするため制定しようとするもの</p> <p>[制定内容]</p> <p>1 教育に関する事務のうち、公民館の設置、管理及び廃止に関するもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）は、市長が管理し、及び執行することとする。</p> <p>※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）</p> <p>第21条（教育委員会の職務権限）</p> <p>(7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。</p> <p>(8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。</p> <p>(9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。</p> <p>(12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。</p> <p>2 1に伴い、米子市公民館条例及び米子市学習等供用施設条例について、公民館及び学習等供用施設の使用許可等を行う者を教</p>

			<p>育委員会から市長へ変更する等の所要の整備を行うこととする。</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和4年4月1日</p> <p>[関係法令]</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)</p>
7	令和3年度米子市一般会計補正予算(補正第14回)	財政	明細別紙
8	米子市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	総務管財	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、並びに個人情報の保護に関する法律等の一部が改正されること並びにデジタル庁設置法の制定に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する事務の一部の所管が総務省からデジタル庁へ移管されたことに伴う所要の整備を行うため、改正しようとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることに伴い、これらの法律の規定を引用して定義している用語について、「個人情報の保護に関する法律」の規定を引用して定義することとする。 実施機関が情報提供等記録の訂正をした場合において通知すべき相手方を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めることとする。 <p>[施行期日]</p> <p>令和4年4月1日(2については、公布の日)</p> <p>[関係法令]</p>

			<p>1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） 令和3年5月19日公布 令和3年9月1日施行（一部施行日別途。主な改正内容の1に係る部分については、令和4年4月1日施行）</p> <p>2 デジタル庁設置法（令和3年法律第36号） 令和3年5月19日公布 令和3年9月1日施行（一部公布日施行）</p>
9	米子市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>職員の妊娠、出産、育児等と仕事との両立の支援を図るため、国家公務員に係る育児休業等に関する制度の改正に準じ、本市の職員の育児休業等に関する制度について改正を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 非常勤職員が育児休業及び部分休業をするための要件のうち、「非常勤職員として引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止することとする。</p> <p>2 職員が、任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た場合における、当該任命権者が講じなければならない措置について定めることとする。</p> <p>3 任命権者は、職員が2の申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないこととする。</p> <p>4 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするために、任命権者が講じなければならない措置について定めることとする。</p> <p>〔施行期日〕 令和4年4月1日</p>

1 0	米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について	市 民 税 固定資産 税	<p>市民税等の減免を受けるための申請の期限を、納期限前7日までから納期限までに延長する等の改正を行おうとするもの</p> <p>[主な改正内容]</p> <p>次に掲げる市税の減免を受けるための申請の期限を、納期限まで（現行：納期限前7日まで）に変更することとする。</p> <p>(1) 市民税 (2) 固定資産税 (3) 軽自動車税の種別割 (4) 特別土地保有税</p> <p>[施行期日]</p> <p>公布の日</p>
1 1	米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定について	環境政策	<p>適切な管理が行われていない空き地が防災、衛生、景観等の市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、空き地の適切な管理が行われるために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、制定しようとするもの</p> <p>[主な制定内容]</p> <p>1 空き地の所有者等及び市の責務に関すること。</p> <p>2 周辺の生活環境の保全を図るため、特定空き地に関し、市長が当該特定空き地の所有者等に対し行う助言又は指導、勧告及び命令に関すること。</p> <p>3 特定空き地の所有者等が命令に係る措置を履行しない場合等における代執行に関すること。</p> <p>4 空き地における立木竹の倒伏等による市民の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐための緊急安全措置に関すること。</p> <p>[この条例における定義]</p> <p>(1) 空き地 現に建築物の敷地の用に供さ</p>

			<p>れていない宅地及び雑種地その他規則で定める土地（立木竹その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空き地 空き地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にあると認められるものをいう。</p> <p>5 米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会の所掌事務に、次に掲げる事項について調査し、及び審議することを加えることとする。</p> <p>(1) 特定空き地の所有者等に対する措置の命令に関する事項</p> <p>(2) 特定空き地に係る代執行に関する事項</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日（2から5までについては、公布の日から起算して6か月を経過した日）</p>
1 2	米子市環境保全条例を廃止する条例の制定について	環境政策	<p>多様化する地域の環境課題に対応するための法令等の整備が進み、生活環境の保全を目的とする条例として本条例を存続させる意義がなくなっている現状に鑑み、廃止しようとするもの</p> <p>〔制定内容〕</p> <p>「米子市環境保全条例」を廃止することとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日</p>
1 3	米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>介護保険料の減免を受けるための申請の期限を、納期限前7日までから納期限までに延長することとするため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>介護保険料の減免を受けるための申請の期限を、納期限まで（現行：納期限前7日まで）に変更することとする。</p>

			〔施行期日〕 公布の日
14	米子市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	経済戦略	<p>新たに公営企業としての米子インター西産業用地整備事業を実施することに伴い、同事業に係る歳入歳出を整理するための米子インター西産業用地整備事業特別会計を設けるため、改正しようとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>新たに米子インター西産業用地整備事業特別会計を設置することとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和4年4月1日</p>
15	米子市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	スポーツ振興	<p>米子市営東山陸上競技場の会議室及び米子市営淀江球場の本部室に冷暖房設備を設置することに伴い、当該冷暖房設備を使用する場合に、その使用に応じて、これらの施設に係る使用料の額に加算して納付させる額を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 米子市営東山陸上競技場の会議室において冷暖房設備を使用する場合は、当該会議室の使用料の額に、次の(1)又は(2)に掲げる割合を乗じて得た額を加算することとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷房設備を使用する場合 100分の50 (2) 暖房設備を使用する場合 100分の30 2 米子市営淀江球場の本部室において冷暖房設備を使用する場合は、当該球場の使用料の額に、当該冷暖房設備の使用時間1時間につき、次の(1)又は(2)に定める額を加算することとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 冷房設備を使用する場合 60円 (2) 暖房設備を使用する場合 30円 <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日から起算して6か月を超えない範</p>

			<p>圏内において規則で定める日</p>
16	<p>米子市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>道路整備</p>	<p>本市が取り組む「歩いて楽しいまちづくり」を推進するため、ウォークアブル推進事業を進めていく上での手法の一つとして、歩行者利便増進道路を整備するに当たり必要となる当該道路の構造の技術的基準を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>歩行者利便増進道路の構造の技術的基準を次のように定めることとする。</p> <p>(1) 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。</p> <p>(2) (1)の歩行者の滞留の用に供する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物等を設けるものとする。</p> <p>(3) 歩行者利便増進道路は、道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。</p> <p>※歩行者利便増進道路</p> <p>歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保及び地域の活力の創造に資するため、道路のうち、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、道路管理者が、区間を定めて、指定するもの</p> <p>※歩行者利便増進施設等</p> <p>歩行者の利便の増進に資する次に掲げる施設</p> <p>ア 広告塔及び看板</p>

			<p>イ ベンチ、街灯等 ウ 標識、旗ざお、幕及びアーチ エ 食事施設、購買施設等 オ レンタサイクル用の自転車駐車器具 カ 集会、展示会等のために設けられる次に掲げるもの 広告塔等、露店、商品置場等並びに看板、旗ざお、幕及びアーチ</p> <p>[施行期日] 公布の日</p> <p>[関係法令] 1 道路法等の一部を改正する法律（令和2年法律第31号） 令和2年5月27日公布 令和2年11月25日施行（一部施行日別途） 2 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第329号） 令和2年11月20日公布 令和2年11月25日施行</p>
17	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	建築相談	<p>住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により、長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の合理化が図られたことから、当該認定の申請に対する審査に係る手数料の額について見直しを行おうとするもの</p> <p>[改正内容] 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を下記「手数料改定一覧表」のように改めることとする。</p> <p>[施行期日] 公布の日</p> <p>[関係法令] 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律</p>

第48号)

令和3年5月28日公布

令和4年2月20日施行(一部施行日別途)

手数料改定一覧表

(単位：1件につき・円)

計画の区分	手数料の額					
	改定後		現行			
	確認書等のいずれも添付がない場合(*1)	確認書等の添付がある場合(*2)	基準適合証及び住宅性能評価書のいずれも添付がない場合(*3)	基準適合証の添付がある場合	住宅性能評価書のみ添付がある場合	
一戸建ての住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画	49,000	11,000	49,000	11,000	19,000	
一戸建ての住宅以外の住宅の新築に係る長期優良住宅建築等計画						
床面積の合計	500㎡以下	99,000	21,000	99,000	23,000	40,000
	500㎡超1,000㎡以下	159,000	34,000	159,000	37,000	64,000
	1,000㎡超3,000㎡以下	314,000	57,000	314,000	63,000	118,000
	3,000㎡超5,000㎡以下	563,000	91,000	563,000	121,000	207,000
	5,000㎡超10,000㎡以下	968,000	139,000	968,000	228,000	341,000
	10,000㎡超20,000㎡以下	1,791,000	237,000	1,791,000	423,000	631,000
	20,000㎡超30,000㎡以下	2,559,000	300,000	2,559,000	603,000	882,000
	30,000㎡超	3,135,000	340,000	3,135,000	718,000	1,067,000
一戸建ての住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画	72,000	17,000	72,000	17,000		
一戸建ての住宅以外の住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画						
床面積の合計	500㎡以下	147,000	31,000	147,000	34,000	
	500㎡超1,000㎡以下	235,000	51,000	235,000	55,000	
	1,000㎡超3,000㎡以下	464,000	85,000	464,000	94,000	
	3,000㎡超5,000㎡以下	832,000	137,000	832,000	182,000	
	5,000㎡超10,000㎡以下	1,430,000	209,000	1,430,000	341,000	
	10,000㎡超20,000㎡以下	2,646,000	355,000	2,646,000	634,000	
	20,000㎡超30,000㎡以下	3,781,000	450,000	3,781,000	904,000	
	30,000㎡超	4,631,000	510,000	4,631,000	1,078,000	

(*1) 計画の区分が増改築に係る長期優良住宅建築等計画の場合は、「確認書又はその写しのいずれも添付がない場合」とする。

(*2) 計画の区分が増改築に係る長期優良住宅建築等計画の場合は、「確認書又はその写しの添付がある場合」とする。

(*3) 計画の区分が増改築に係る長期優良住宅建築等計画の場合は、「基準適合証の添付がない場合」とする。

18	米子市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について	下水道企画	<p>本市が経営する下水道事業の安定的な運営を図るよう、米子市下水道使用料等審議会を常設の機関として改組し、公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項等のほか、下水道事業の計画に関する事項についても調査審議させ、意見を得ることとするため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審議会の名称を「米子市下水道事業運営審議会」に改めることとする。 2 審議会において、市長の諮問に応じ調査審議する事項として、下水道事業の計画に関することを加えることとする。 3 委員の任期を2年に変更することとする。 <p>〔施行期日〕</p> <p>令和4年4月1日</p>
19	市道の路線の認定について	建設企画	「佐陀新田17号線」ほか13路線を新たな市道として認定しようとするもの
20	市道の路線の廃止について	建設企画	市道「米子港臨港道路3号線」ほか2路線を廃止しようとするもの
21	市道の路線の変更について	建設企画	市道「河崎下三柳線」ほか3路線の起点又は終点を変更しようとするもの
22	令和3年度米子市一般会計補正予算（補正第15回）	財政	明細別紙
23	令和3年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
24	令和3年度米子市駐車場事業特別会計補正予算（補正第2回）	財政	明細別紙
25	令和3年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第4回）	財政	明細別紙

26	令和3年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第2回）	財 政	明細別紙
27	令和3年度米子市水道事業会計補正予算（補正第2回）	水 道 局	明細別紙
28	令和3年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第4回）	下水道企 画	明細別紙
29	令和4年度米子市一般会計予算	財 政	明細別紙
30	令和4年度米子市国民健康保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
31	令和4年度米子市土地取得事業特別会計予算	財 政	明細別紙
32	令和4年度米子市駐車場事業特別会計予算	財 政	明細別紙
33	令和4年度米子市市営墓地事業特別会計予算	財 政	明細別紙
34	令和4年度米子市介護保険事業特別会計予算	財 政	明細別紙
35	令和4年度米子市後期高齢者医療特別会計予算	財 政	明細別紙
36	令和4年度米子市米子インター周辺工業用地整備事業特別会計予算	財 政	明細別紙
37	令和4年度米子市米子インター西産業用地整備事業特別会計予算	財 政	明細別紙
38	令和4年度米子市水道事業会計予算	水 道 局	明細別紙
39	令和4年度米子市下水道事業会計予算	下水道企 画	明細別紙

報告 1	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	こども施設	<p>淀江・宇田川こども園（仮称）新築建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年3月24日議決）の一部を変更したものの</p> <p>処分年月日 令和4年2月16日</p> <p>変更事項</p> <p>次の事由に伴う契約金額の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤改良の施工長さ及び固化材の増量 ・建設工事請負契約書第25条（スライド条項）に基づく工事材料の価格高騰への対応 <p>「510,070,000円」</p> <p style="text-align: center;">↓ （+4,431,900円）</p> <p>「514,501,900円」</p>
報告 2	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	生涯学習	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したものの</p> <p>処分年月日 令和4年1月11日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 19万4,743円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年11月16日、教育委員会事務局の職員が、公民館連絡業務のため、米子市福米西公民館敷地内において、教育委員会事務局所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）を後退させて駐車しようとしていたところ、市自動車の後部が、当該公民館の敷地内に駐車していた相手方所有の軽乗用自動車（以下「相手方自動車」という。）の前部に接触し、相手方自動車のフロントバンパーを損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告 3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	<p>法律上、市の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したものの</p>

			<p>処分年月日 令和4年2月7日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 47万2,996円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年12月17日、米子市立伯仙小学校敷地内に植樹されていた樹木が強風により倒れ、当該樹木が、そのそばに相手方が駐車させていた相手方所有の小型乗用自動車に当たり、当該自動車の車体の一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>
報告4	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	こども施設	<p>法律上、市の義務に属する学校施設の管理の瑕疵による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和4年2月7日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 25万2,665円</p> <p>相手方 甲 米子市在住の個人 乙 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和3年12月17日、米子市立伯仙小学校敷地内に植樹されていた樹木が強風により倒れ、当該樹木が、そのそばに相手方乙が駐車させていた相手方甲所有の軽乗用自動車に当たり、当該自動車の車体の一部を損傷させたもの。人身事故なし。</p>

(追加予定議案)

	米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	保 険	国民健康保険料の賦課限度額の引上げを行うほか、国民健康保険料の減免を受けるための申請の期限を納期限前7日までから納期限までに延長することとするため、改正しようとするもの
	米子市伯仙財産区管理委員の選任について	総務管財	欠員によるもの 1人